

近江八幡市における地域包括支援センターの設置について

1. 地域包括支援センターの設置状況

現在、日常生活圏域を4圏域(中学校区)とし、4圏域を担当する地域包括支援センターは中北部(八幡中学校区)、西部(八幡西中学校区)、東部(八幡東中学校区・安土中学校区)の3エリアに設置しています。

また、市の長寿福祉課内にある基幹型地域包括支援センターは、地区担当を持たず、3エリアにある圏域地域包括支援センターの統括、後方支援、総合調整等の役割を担っています。

2. 地域包括支援センター設置方針、担当区域

(1) 近江八幡市地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく自立した日常生活、安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、一人ひとりが可能な限り自立して生活できる期間を伸ばし、介護を要する期間をできるだけ短くできるよう、支援の必要な高齢者を早期に把握し、予防的な関わりや支援を積極的に行う必要がある。

また、身近な地域の中で、支援の必要な高齢者を24時間365日見守りができるよう、医療・介護・福祉の事業所や専門職、地域の高齢者を支援する地域活動団体や住民との顔の見える関係づくりとネットワークの構築を進める必要がある。

そこで、本市における地域包括支援センターは、専任の専門職を配置することにより、支援の必要な高齢者をできるだけ早く発見し、高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために権利擁護・介護予防の視点から必要な相談・援助を行い、医療・介護・福祉・地域団体等とのネットワーク構築を進め、高齢者の在宅生活を包括的・継続的に支援する。

さらに、こうした取組が、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりという「地域共生型社会の実現」に向けた地域づくりである、という認識を持って進める。

地域包括支援センターの設置に当たっては、地域包括ケアシステムにおける中核機関として、4つの日常生活圏域を担当する地域包括支援センター(以下、「圏域センター」という。)と、圏域センターの統括・総合調整・後方支援等を行う、市直営の基幹型地域包括支援センター(以下「基幹センター」という。)を設置する。

～近江八幡市地域包括支援センター運営方針より抜粋～

(2) 地域包括支援センター設置時のセンターの担当区域についての考え方

「センターの設置に係る具体的な担当区域設定にあたっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における保健福祉圏域(生活圏域)との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとする。」(厚生労働省通知)

※おおむね人口2万人から3万人に1か所が目安。

○上記を踏まえ、本市のセンター数は3～4か所程度としています。

(3) 総合介護計画における日常生活圏域、地域包括支援センター担当区域の考え方

4. 日常生活圏域の設定

(中略) 第8期においては、第7期を踏襲し、基本的に中学校区の4圏域を日常生活圏域と定めます。(中略) また、地域包括支援センターは、社会資源の整備状況等を勘案して、中北部(八中)・西部(西中)・東部(東中・安土中)の3エリアとします。

～第8期総合介護計画より抜粋～

○センターの配置や担当区域については、住民への影響や自治会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して決定されましたが、業務量に応じた適切な人員配置を進めるうえで、必要に応じ担当区域や人員配置基準の見直しの検討等、体制の強化を図ることとしました。

3. 地域包括支援センターの設置に関する今後の方向性について

平成26年度から地域包括支援センターを順次委託し、各エリアの身近な総合相談窓口としての機能を果たし、関係機関や地域関係者等とのネットワークづくりを推進してきました。また、相談から対策へのつながりを推進するため、平成30年度からは、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員を配置し、連携しながら、高齢者が安心して過ごせる居場所づくりや生活支援サービスの発掘等、高齢者を地域で支える取組への支援・推進を図っています。

しかし、対応するケースの課題は、介護者・家族の病気や障がい、キーパーソンの不在や地域からの孤立、生活困窮等、問題が絡み合い、複雑化、多問題化しており、また、新型コロナウイルス感染症の影響が、これらの問題を深刻化させ、地域の見守り機能を低下させている実態もあります。そのため、今後は地域ネットワークをさらに強化し、様々な社会資源を発掘、活用しながら、市民や関係者と共に課題解決を目指す展開、問題を深刻化させない予防的な展開を各圏域の地域の実情に合わせて推進していくことが必要であると考えます。

そこで、第8期近江八幡市総合介護計画では、日常生活圏域については4圏域、地域包括支援センターの設置については、3エリアとしてきましたが、東部エリアは他の地域と比べて高齢者人口や担当学区の数が多く、もともと旧安土町としてまちづくりを進めてきた安土中学校区と八幡東中学校区を1エリアとして地域展開を図るよりも、圏域毎に必要な体制をとることで、地域の強みを生かしたネットワークの構築が推進できると考えることから、相談支援体制の再整備を行い、日常生活圏域4か所に地域包括支援センターを設置します。